

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副 議 長	局 長	副 主 幹	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 9 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日		平成 20 年 1 月 24 日（木曜日）		開会 10 時 00 分		閉会 12 時 20 分	
開催場所		第三委員会室					
出席委員		山木、清水、中田、山腰、田村、水口				事務局	飯沼事務局長
		委員外議員～窪之内					田湯副主幹
欠席委員		なし					山本主査
説明員		別紙のとおり					
議 件		別紙のとおり					
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について						
	次の事項について、所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。						
	(1) 排水設備指定工事店の効力の停止について						
	○所管事務等に対する通告質問について（清水副委員長）						
	1. 市道の占有対策について						
	① 占有者に対する指導経過と結果						
	② 福祉事務所や警察との連携の経過について						
	③ 即刻の厳正なる対処について						
	(2) 農政改革 3 対策の改正について						
	(3) 中心市街地活性化基本計画の報告について						
	2. その他について						
	・カウボーイ撤退後の滝の川地域の動向について						
	商工労働課長より 12 月 27 日以降に開催された地域懇談会等の内容について説明があった。						
	・市内現地視察について						
午後から実施する市内現地視察のうち、そらぷちキッズキャンプ森の観察小屋の現地視察について、屋外での視察となり積雪で足場も悪くまた、天候も良くないことから、この場において三谷課長より事前に説明があった。							
3. 次回委員会の日程について							
次回委員会は、2 月 19 日(火)午前 10 時に第三委員会室において開催することと決定した。							
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 経 済 建 設 常 任 委 員 長 山 木 昇 ㊞							

平成20年1月23日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

経済建設常任委員会への説明員の出席について

平成20年1月16日付け滝議第168号で通知のありました経済建設常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

経済部長	中 嶋 康 雄
経済部参事	江 上 充 明
経済部商工労働課長	吉 井 裕 視
経済部商工労働課元気タウン推進室長	千 田 史 郎
経済部商工労働課元気タウン推進室次長	岸 祐 一
経済部商工労働課元気タウン推進室主査	伊 藤 和 博
経済部農政課長	多 田 幸 秀
経済部商工労働課主幹・農政課主幹	野 澤 秀 徳
経済部農政課副主幹	新 井 敏 幸
経済部農政課主査	木 村 純
建設部長	岡 部 豊
建設部建築住宅課長	三 谷 文 彰
建設部都市計画課下水道室主査	上 田 博 文
建設部土木課長	大 平 正 一
建設部土木課副主幹	川 本 滋
そらぷちキッズキャンプ開設支援推進本部事務局員	諏 佐 孝
そらぷちキッズキャンプ開設支援推進本部事務局員	寿 崎 行 洋

(総務部総務課総務グループ)

第 9 回 経 済 建 設 常 任 委 員 会

H20. 1 . 24 (木) 10:00～

第 三 委 員 会 室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《建設部》

(1) 排水設備指定工事店の効力の停止について

(資料) 下水道室

○ 所管事務等に対する通告質問について (清水委員) ～ 別紙

1. 市道の占有対策について

① 占有者に対する指導経過と結果

② 福祉事務所や警察との連携の経過について

③ 即刻の厳正なる対処について

《経済部》

(2) 農政改革3対策の改正について

(資料) 農政課

(3) 中心市街地活性化基本計画の報告について

(資料) 商工労働課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第9回 経済建設常任委員会

H20. 1. 24(木)10:00～

第 三 委 員 会 室

開 会 10:00

委員動静報告

委 員 長

全員出席。委員外議員～窪之内議員。空知新聞社の傍聴を許可。

本日の予定として、午前中に報告事項の審議を終わらせ、午後からは視察をする。よろしく願いしたい。

1. 所管からの報告事項について

(1)排水設備指定工事店の効力の停止について

委 員 長

(1)について説明を願う。

上田主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

田 村

① 無届け及び一部量水器の未設置ということだが、未設置は12件のうち何戸か。全部なのか。

岡部部長

② 1月18日付で請求している総額はいくらか。

田 村

① メーターの未設置は3件である。

岡部部長

② 下水道の賦課の請求金額は35万3,990円である。

田 村

これだけの件数とは、一つの大規模開発している場所はどこか。

バラバラである。中島町、東町はアパートで1棟ある。業務用が流通団地で1件、あと泉町である。大きな開発行為ということではなく、個々からの建物の請け負った積み重ね分が整理をされなかったということである。

岡部部長

長年やっていて滝川でも優良企業と言われているところでこういうことが本当にあったのかと驚くが、この工事にかかわったのは1人なのか、同じ会社の複数なのか、その人達はまだその会社にいるのか辞めたのか。

田 村

斉藤組では水道の担当者が2名いるが、こういう排水設備関連の担当は1名である。話を伺うと、職員の方が1週間ほど出社されないということから、会社の内部で調査をし、初めて発覚したということである。12月10日に私どものほうに、水道もそうだが、連絡を受け会社と一緒に調べた結果、最終的にこのような件数になったという経過である。会社としては、その従業員を12月25日付で解雇したと聞いている。

岡部部長

こういうことは、業者から言ってこなければわからなかったことである。滝川市内で、この人が工事を担当したもので漏れがないのか会社では判らないのか。チェックするのに今後のために建築確認申請届との整合と書いてあるが、今までそういうのがないとすれば、漏れていないか伺う。

田 村

業者が、申請、指示を受けて滝川市に提出して工事をやっていくという市民の契約であるので、我々もそういうことがないように、問題が起きないように対応はしているつもりだが、今後はもっとチェックをしなければいけないと考えている。今までそういうことがなかったのかと言われれば、私はなかったと思っている。もう一つ、水道そのものが企業団に移ったが、毎月検針員に検針してもらっており漏水の関係もあって空き家に対しても毎月のようにチェックしている。そんな関係から検針員にも新築の家で検針漏れがないのか十分気をつけて対応するよう話を進めている。

最後になるが、7番の使用料の未賦課期間だが、日数が156日といえば5カ月

岡部部長

である。今、言われたように検針員が毎月検針していれば5カ月も放置されないのではないか。そのことについてどのように考えているか。

1番長いのが流通団地の業務用である。156日の分については、流通団地内が複雑に入り込んでいてなかなか発見できなかった。ただ、家の分については5日、12日、15日と短期で、流通団地の中の1件についてはそこまで見えなかったということである。

水 口

① この未賦課が5日から156日ということで量水器の未設置分に対して、この会社の12件25戸というのはどれぐらいの期間にわたってこういうことが行われていたのかという点についてお尋ねしたい。

② 12件25戸というのは、12棟25戸ということなのか、確認したい。

③ 25戸のうち量水器未設置が3戸で、残り22戸というのは大まかでもいいが、どういう工事における届け出を怠っていたかの説明をお願いしたい。

④ 処分だが、3カ月間の妥当性というのはどういうことを根拠にしているかお尋ねしたい。

岡部部長

① 期間は、最長で7月10日から12月13日までとなっている。

② 12件とは12棟のことである。

③ 工事の内容だが、アパートが1棟、あと個人と会社関係となっている。

④ 3カ月の妥当性について、上水道では効力停止が最大6カ月、下水道では6カ月以下または取り消しとなっていることから、その2分の1を効力停止とした。

水 口

① 再度お尋ねするが、工事期間について、最長の工事期間が19年7月10日から12月13日。いつごろからこのような不正をしていたかということで、最も古いものということで確認をさせてもらいたい。たとえば、2年前ぐらいからこういうことをやっていたなど、5日から156日というのは、量水器がない部分についてはこの期間ということだが、不正な工事をやっていたのはもっと期間が長い、古いものではないかと思うがどうか。また、量水器未設置の22戸はどのような工事をしている本来、市に届けをしなければならないのを怠っていたのか大まかに教えていただきたい。

② 処分は、妥当かどうか判らないが、今の説明では最大が6カ月でその半分と言われたが、その半分も根拠があって半分にしていると思うが、その根拠を今一度お願いしたい。

岡部部長

① 工事内容だが、通常の新築住宅の排水設備工事で、我々が家を建てたときに給水工事及び排水設備工事をする内容である。それから問題が起きた期間というのは、今年の7月10日以降である。

② 処分については、下水道の行政処分というのは、基本的に何カ月とかの基準はない。上水道のほうでは6カ月以下、または悪質なものは資格を剥奪するといった2つの方法があり、6カ月というのはかなり厳しい最高の処分で、効力がなくなる。そういった仕事は一切できなくなる処分なので、水道とも企業団としての処分内容を聞いて、企業団は構成3市1町で3カ月といった処分が暮れに下されたので、我々も準じて上水と下水というのはほとんど申請を水道課に出すか下水道課に出すか同じようなもので、それで3カ月の処分を下している。

水 口

① 再度お願いする。工事期間が7月10日以降ということは7月10日から報告日12月10日までの間に12棟25戸の不正があったと確認していいのか。

	② 新築の排水設備の工事で量水器がついていないものは3戸で残りの22戸は新築の排水工事で届け出を怠っていたということは全部量水器がついてない工事なのか、もう一回説明をお願いしたい。 ③ 処分だが、企業団も3カ月なので過去の先例でこれぐらいが妥当ということもあって判断したのか伺う。
岡部部長	③ 私もこのような処分は聞いたことがない。 ② 量水器をつけていなかったのは3件だけである。今の申請方式は、上水道と下水道の申請をして、ある程度できた時点でお金を支払い、企業団から量水器をもらってきて設置をして供用開始届を出し、上水道及び下水道とも検査にいくというシステムだが、メーターをもらい水道だけを申請していて下水道だけを申請していないという取り扱いの場合、申請を出すところは水道課と下水道課と別々で、申請の届け出もない状態で現場で作業をしていたということであり、水道は、申請してメーターをもらってきて設置している部分もあったということである。確認申請は出すが、建物などでは設備業者が決まっていない場合がある。本来だと工務中に設備業者が来て図面を書いて申請をするべきだが、現場を兼ねているので現場優先で、メーターをもらっていないという例が3件あった。
水 口	工事の内容だが、越権行為になるのだが、上水道の企業団のほうも、同じ12棟25戸なのか、そして、企業団のほうについても同じく量水器未設置が3戸ということで上水道と下水道課とで状況は整合されているのかどうか、水道企業団のことになるが答えられればお願いしたい。
委 員 長	企業団の内容なので、差し支えなければ回答願いたい。掌握していなければ結構である。
上田主査	① 水道課から報告を受けているのは、4件で1件多い。数字が合っていないのは下水道は使用がなく、上水道だけ使用しているのが1件あるためで、事業所で自然放流をしているためである。
水 口	あくまでも上水道と下水道のことで分けて言うと、上水道のほうは申請をしていたが、下水道のほうは申請をせずに一方的に供用開始をしてしまったということで確認してよいか。上水道には申請をして量水器をもらったが、下水道のほうは申請をしなかったので、下水道のほうは賦課しなかった。そういうことで確認してよいか。
上田主査	上水道の量水器はついてしたが、先ほど部長より説明のとおり、排水設備の確認申請書が出ていないため、下水道の規則によって下水道課では賦課はしないが水道で賦課をしているため、自動的に申請が上がった段階で賦課した。未設置の3件のほかの部分で、下水道に申請が上がってなくて、賦課した部分である。
水 口	上水道のほうは、25戸のうち3戸は未設置であるから、3戸に関しては一切届け出をしなかった。残りの22戸の分については上水道の届け出はしたが、下水道の届け出はしなかった。それによって、22戸分については工事の届け出がなかった。下水道側はそういう結果になったという確認でよいか。
上田主査	そういうことであった。
田 村	確認だが、流通団地の分で水道料が上がっているが下水道の分はないということは、地下浸透しているのか、独自にその水は一滴も流さないでその分の賦課はしていないのか。156日の分には下水道分は入っていないのか。

岡部部長 下水道の処理区域外と思うが、この地点は、下水道の賦課ができないという形になっている。この賦課していないところは、流通団地ではなく泉町である。

中 田 関連だが、下水道の処理区域では自然放流の例外はほかにはないか。水道料金は払っても下水道料金を払わなくてよいところはないか。

岡部部長 基本的に下水道使用料は、処理区域内でもらっている。江部乙町の農村部など処理区域外があり、水道しか使用していない区域外については、下水道使用料をもらっていないところがある。

副委員長 最後に確認だが、申請については水道を1件除いて、上水道は22件、下水道が22件申請されなかった。今回、発覚してから新たに上水道が3件申請をさせて、下水道は25件申請させたという整理でよいか。水口委員も言われていたことだが、そこをお聞きしたい。

岡部部長 12件25戸、申請件数としては12件、そのうちメーターをつけていなかったのが3棟8戸である。

副委員長 ① 9棟分は上水道だけ請求されて下水道はゼロの請求書が156日間続いていたということだが、この発行は具体的にいうと下水道課が発行しているのか、水道企業団なのか。

岡部部長 ② どうして1万円がゼロということに気づかなかったのか。

① 説明が悪くて申しわけないが、メーターをもらってきても給水届を提出しないとお客に賦課はしない。メーターをもらってきても、企業が清掃等で水を使う場合もある。本来企業がメーターをもらえば、翌日から給水でき、それまでは企業が払う約束事でやっているところはたくさんある。それ以後その時のメーター番号でお客に賦課していく。

② メーターはゼロで渡すので、10トン使用すると業者に請求する。給水届が来なければ賦課しない。水道課では、お客が使っていても届け出をしなければ賦課できない状況にある。

山 腰 効力停止とは、必然的に指名停止にもつながると解釈してよいのか。

岡部部長 基本的には、指名停止にもつながるが、指名停止の基準というのが別にあり、滝川市が発注する工事関係の指名停止というのは要綱により1カ月間である。民間同士の設備工事の契約は3カ月の制限を加えている。

山 腰 そうしたら、どうして行政では、民間の方に知らしめるのか。斉藤組と民間同士が契約をしても3カ月停止なので営業はできないし、当然斉藤組は受けられないと思う。このような場合は、広報で公表するのか。

岡部部長 告示はしている。一般市民については、締め切りに間に合わなかったため、広報たきかわ3月号で周知する。

山 腰 水道の凍結のときに指定店を滝川市は広報に掲載しているが、当然3カ月は掲載しないのか。

岡部部長 広報たきかわ1月号に載っている。結局、土曜、日曜、祭日について事情があり受けられない場合は、お客に迷惑がかからないように当番制をとっているの、民間の方が斉藤組に依頼した場合、受けられない場合は、斉藤組は次の業者にすぐ回して対応してもらう体制にしている。

山 腰 この会社は、設備関係も土木関係も扱っている。今回設備でペナルティをかけた。しかし、全体像として、国、道の指名にはA、B、Cのランクがあり、ここでランクはわからないが、将来的に新たに申請すると、以前に違反行為をした業者は営業するのだろうか。期間が過ぎると元に戻るのか。

岡部部長	やはり、相当なダメージを引きずるのではないかと思います。指名停止あるいは効力停止になると、企業にとっては死活問題になるのではないかと思います。今、建設関係の企業にとっては、新年度からの稼働に向け、見積書受付期間中であるところが多いが、その提出も一切できないので、ここ1、2年は相当なダメージがあると思う。
窪之内委員外議員	① 会社の関係で解雇ということで、1週間行方不明になっているということもあって、この担当の方が個人的なことによって利益を受けたのか。 ② 水道と下水道の違反行為で見れば、水道は届け出している件数が多いが、下水道は届け出していないとなれば、処分の重さは、水道と下水道とでは違うのかという気がするがその辺を話し合ったということで、例えばその3カ月間、重いほうの下水道に合わせたというふうに理解してよいか。違反は、申請して量水器をもらってきていると水道のほうは申請しているわけで、申請した結果下水道はないわけで、違反行為で見たら格差があったのではないかと思います。その点についてだけ伺いたい。
岡部部長	① 解雇された職員の方は、自分で利益を私ものにしたとは聞いていない。 ② 水道と下水道の処分の差であるが、水道が2カ月で、下水道が3カ月ということにはなりづらい。なぜかという、個人的な建物については、上水道も下水道も、ほとんど同じ業者が扱っている。排水設備に水道管を入れたりするもので、やはり、整合性をとったほうがよいということで、3カ月と定めた経緯がある。
委員長	他に質疑はあるか。(なし)
	(1) については報告済みとする。所管事務に対する通告質問について質問者清水副委員長から質問を願いたい。
副委員長	○所管事務に対する通告質問について（清水副委員長） 委員長からお許しをいただいたので、通告質問をさせていただきたい。
	市道の占有対策について
副委員長	① 占有者に対する指導経過と結果 生活保護費の介護タクシー不正問題で逮捕、覚せい剤使用で起訴された世帯に居住あるいはほぼ居住している者が市道の一部を長期にわたり占有している。少なくとも2006年の夏から、逮捕までの1年数カ月は常時七、八台あり、その後も2カ月間常時4台程度が占有していた。生活保護家庭が車の所有を認められるのは公共交通機関がないへき地に居住している障がい者など、ごくまれな場合に限られるのが常識な中で、大規模な市道占有は問題と考える。市民の中には、車のナンバーと運転者を特定して批判する方もおり、冬場には市の除雪車が入らない区間もあり、生活保護家庭なのに、駐車場を確保するためショベルカーを頼めるのは驚きだと近所の方も述べていた。滝川市建設部はこの状態を許してきたのではないか。今年の冬については自分は確認していたが、この1年半の指導経過と結果について伺う。
副委員長	② 福祉事務所や警察との連携の経過について 福祉事務所や警察との連携の経過について伺う。
副委員長	③ 即刻の厳正なる対処について 即刻の厳正なる対処について具体的に伺う。
大平課長	(別紙資料に基づき説明する。)
委員長	説明が終わった。質疑はあるか。

副委員長
大平課長 福祉事務所との経過はどうだったか。
一連の事件に関しての駐車の問題については特に建設部と連携をとった経緯はない。

副委員長 ① 今の答弁では、供用開始されていないので道路交通法の適用がない。事件になっていることから警察のアドバイスで動きたいので指導しなかったということだったと思う。事件でなかったらそういう駐車違反については、我が物のように使うことが市民から見てどうなのか。よいのであれば皆がする。それでよいのか。

② 警察のアドバイスと言うが、警察は何度も話し合いをしたが一度も指導していない。警察のアドバイスでは全然改善されない。あそこを施錠してしまうのは、簡単なことと思うが、即刻やるという考えはない。非常に手ぬるい。この問題について言えば、市の所有だから施錠してしまえばいい。警察に聞けばナンバーもすぐわかることで、そこでショベルカーを断ることもできる。それは、市の権限であるのかしないかは重大な問題である。私は、警察と云々という状況は既に過ぎていると思うが、警察のアドバイスを受け1日、2日で早急に対応するというについて何う。

大平課長 ①② なかなか難しい問題だが、降雪地帯となると、例えば元々は民地に車が入っていても降雪によって積もってくると道路用地に多少なりともはみ出してくるところもある。車道に出ていけば、それは当然ながら駐車違反となるが、雪に隠れている部分で多少道路用地にかかっている部分は数多くある。また、河川用地とか未使用のところに住宅団地があれば、共用して使用しているケースも数多くある。以前片倉は、二の坂町西に住んでいて、その当時そこは行き止まりの市道だった。その手前に住居があり、除雪のトラブルはもとより、道路に車が並んでいて奥に住民が行けないと夜中に騒ぎになるケースがあり、警察を呼んで対処してもらったが、結果として対処ができなかったこともあった。この間、この場所に移ってこういう状況になっているが、そこをすべて排除してしまうと、次に起きるということは、すべて肯定する話ではないが、供用している道路に車が駐車されると、道路交通法に違反するので、日中12時間、夜間8時間以内であれば合法的にとめておける。それを超えると車庫法違反で警察も手を出せるが緊急車両の妨げになったり、除雪の妨げになったり付近住民に対する影響は大きいと思う。公共用地にはみ出ている車、公共用地を皆さんで使っているような所をすべて排除できるといったことではない。一連の逮捕者宅付近の関係者と思われる人たちなので、もう少し厳正ということもあるが全体を見たときにすべてができないのか、その後、付近の住民に与える影響も大きいのではと苦慮しているところである。夏場になり雪が解けて道路としての供用が開始されれば、あのような置き方は、道路交通法にひっかかり、状況としてはなくなると思うが、今、現に雪を割り通行させるのも非常に難しい状況なので、もう少し様子を見たいと思う。

副委員長 近所の方が用地を共用して使っている例は冬の北海道だからたくさんあるが、あそこは違う。明らかに個人、しかも今、滝川市は全国から批判を浴びている。その彼らと一緒にしては全く味噌もくそも一緒になってしまう。厳正にやるとすれば、条例や要綱でどうなっているのか。市は何もしなくていいのか、今のようなかでよいのか。

岡部部長 清水副委員長の言われることはわかるが、土木課長が先ほど申したように、こ

の質問の要旨で言えば、1年前から市は何をしていたかということだが、地域住民からもどこからもそういう問題点の指摘は全くない。それに対応するということは、なかなか難しい。車というのは、夏場でも冬場でも、路上駐車しているところもある、歩道に乗り上げているところもある、夏場は使うが冬場は閉鎖されて一部雪はねをして車を入れている方もいる。地域で何か困れば我々としては対応しなければならぬと思っている。通行ができなくなるということについては、それはそれで対応するし、今家に住んでいる方がどういう方がよくわからないが、両親が覚せい剤で逮捕されているのでこの方たちがこの地域において除雪等で車の問題を起こすのであれば我々は対応をしていきたいと思っているが、今のところそういうことはない。味噌もくそもというお話があったが、こういう道路もそうだが、河川敷の一部を使用したり、そういう人たちもたくさんいる。なかなかここだけの問題で整理するのは難しいと考えている。

副委員長

一般論と今回のこのケースを同一水準で考えているというのは、私は不適切だと思う。同一水準の答弁だが、本当によいと思っているとすれば、いろいろなところを勝手にあけてどんどん使ってもいいということになってしまう。今回の問題でも指導もしないということであれば、普通の市民の方々は、公共用地を自由にいくら使ってもいいということになってしまう。今の答弁では、公共用地を維持管理していく土木課の責任を果たしているという答弁とは思えない。しかし、今日の答弁で言えば、そう簡単に部長の答弁が変わるとは思わない。しかるべき場所ではっきりさせたいと思う。ただ、1点だけ言っておくが、あの高級車を買った財源は、間違いなく滝川市民の税金、国民の税金から回り回って出たもの、500万円以上の車ばかりなので、そういうものを今後、詐欺罪で逮捕されるとそれに対して滝川市は自由に置かせていたと、一般の共用と同じ水準で一度も指導もしなかったということになれば、私は、建設部長なり、土木課長の責任も今後問わなければならないということを指摘して質問を終わりたい。

委員長

これは、清水副委員長から上がってきている通告であるので、答弁に対しての質疑はないか。

田村

今、課長が言っていたが、警察と相談してそういうことは何もないと言っているが、実は警察が私のところに来て、ここの排雪センターの隣の除雪していない所、ここを除雪すればよいのでないかと、そうすれば駐車違反になると言っていた。

① 清水副委員長が言っていたようにここにバリケードを張るべきだ。これは、部長も言っているが一般市民がすべて善良な市民であればそれも通るが、使っていないところを除雪して、邪魔にもならないしまあいいだろうというのわかるが、今回は、そういう問題ではない。あなた方はそういう意識感覚がない。これは事件として、市役所の職員がみんなで解決しようという心構えがなければ何も意味がない。即刻バリケードを張るべきで、それでなければ警察はここをあけて道路で駐車違反で処分すると言っている。私はここをあけても一般の人は使わないと、それであればバリケードを両方に張ればよい。以前に緑町団地の保護住宅でさえ通行禁止としてバリケードを張っていた。そんな弱いところにバリケードを張らないで、こういうところに張らないとだめだ。すぐバリケードを張るべきだ。

大平課長

② この除雪はどこがやっているのか。除雪の車の置いている所はどこか。
② 除雪業者はご存じのとおり組合であるが、担当業者は、三共舗道である。道路に除雪機を置いているのは個人で頼んでいるため情報がない。
① 車を置いている場所の個人が頼んでいるところの情報をもち得ていない。警察のほうにもアドバイスを受けている。たしかにあけて除雪をしてしまえば、道路交通法にかかわるということになるので、こういう使われ方をしているときに、今現在、道路用地がここで、きちっと地番図を持って行ってどうしてだめだとかの理論武装をしていかないと、こういう方の対処は難しいと警察からも伺っているし、アドバイスも受けている。当然一連の事件の大きい話なので、まずは行ってみようという話はしていて、何かあったら後ろ盾を頼むということまでは話している。バリケードを張るということまではやっていなかったが、あとは、どうなるかを警察と相談しながら進めていくように考えている。そういう姿勢だから市民が市役所を見る目が違う。あなた方は不公平だ。弱い者には徹底的にやるが、こわいものにはふたをしてしまう。民事訴訟を起こされてもよい、その覚悟をもってやらないと対処できない。暴力を受けてもよいというそれぐらいの心構えがないと。触らないようにするのが一番安全かもしれないが、とにかくあの人たちは、滝川で一番偉い人だと思っている。ばんばんお金はくれるし、道路は自由自在に使えるし、こんないい生活はない。それを全部市民が見ている。率先してそれをあなた方がやらないでだれができるのか。現にうちの議員が行って対応したということで勇気があると思う。部長、それぐらいの意識を持って私は戦いますと、4万5千人の市民の皆さんが思っていることを市民にかわって戦いますと、バリケードを張るなり道交法でなければ除雪しなくてもよいから、市の土地なんだから出入り禁止というようにしてはどうか。

山 腰

大平課長

先ほど言ったとおり対処してみようとは思っている。100%の解決ができるかといった質問があったが、アドバイスはいただいているのでそういう方向でとりあえずやってみようと思っている。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし) 所管事務に対する通告質問を終了する。ここで休憩する。

休 憩 11:15

再 開 11:22

(2) 農政改革3対策の改正について

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。(2)について報告を願う。

多田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

私もついていけないくらい内容がころころ変わっている。昨年の品目については、発足して1年もたたないで変更になり、わかりやすくしたとはいのが事務の繁雑化についてあまり軽減されていないという気がしている。これからさらに改善されていくものと思うが、所管においては各委員会でその都度報告をいただきたいと思います。質疑はあるか。

窪之内委員外議員

2月中には農業者に説明会を開催する見通しがあるということだったが、去年から農地・水では、12月のぎりぎりまで皆さん一緒にやっているという状況にあって、そのいろいろな中で、制度が変わったときには制度の内容をすぐに知らせて欲しいという要望も出されていた。こういう制度の要綱はまだできてい

	ないというが、この説明された部分だけでも農家の方に配る予定があるのか、それとも2月の段階まで待ってから一括でと考えているのか、農家への説明はどういった規模でやろうとしているのか伺いたい。
多田課長	要領、要綱ができていないということから、どの部分が農家の人に該当になって、どの部分がならないのか、といったことについてもしっかり事務局として理解した中で説明をしないと混乱を招く恐れがあると考えている。そういったことから、道の説明会を受けてしっかり関係機関の中で論議をして、農事組合長単位で2月中に開催できればと考えている。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) (2)については報告済みとする。(3)について報告を願う。
中嶋部長	(3) 中心市街地活性化基本計画の報告について お手元に滝川市中心市街地活性化基本計画の概要を配付しているが、昨年10月の第1週から、内閣府と20項にわたるやりとりをしながら計画の出し直し、訂正を加えた中でやってきた。先日、早急に内閣府の方から本申請の準備を進めてほしいという指示があり、今回の全国での計画について、7カ所が想定されているということで、北海道では滝川のみ申請になるかと思う。今回の申請については、何とか認可に向けて最終段階ということでソフト事業中心の計画であることから、他のハード事業の計画より若干認可に難の面もあるが、今、中心市街地を構成する商店街と理解を得ながらこの計画を何とか認可にこぎつけたいと考えている。今回の認可については、おおよそそのめどとして2月末から3月の中旬までにいただけるのではないかと考えている。内閣府の方からこの申請月日について7カ所の自治体が申請月日を統一したいという意向で、今回の委員会、協議会等を重ねて若干申請月日がさかのぼる点については理解されたい。概要については担当の元気タウン推進室長から説明する。 (別紙資料に基づき説明する。)
千田室長	説明が終わった。質疑はあるか。
委員長	意見はこれから出てくると思うが、当面、予定していた内閣府に出すのに間に合って、今の状況を見ると遅くとも3月中頃までには認定されるだろう。喜ばしい限りだが問題は認可がおりてからである。
山 腰	
水 口	① 核になる施設ということで、ベルロード、銀座通り、大通りの中に中心市街地活動センター、コミュニティカフェ、くつろぎ処がある。確認だが、中心市街地活動センターは市の施設として運営をしていくということで前に確認した。高齢者向けくつろぎ処、また、ここでは子育ての部分、キッズキッチンの機能もあると思うが、ここの事業主体がどうなったのかを1点確認しておきたい。 ② 当初お話のあったパブリックコメントという部分について、どのように考えているのかお尋ねしたい。
千田室長	① この事業については、3つの事業とも滝川市商店街振興組合が事業主体ということで取り組んでいただく。先ほどの、活動活性化拠点事業ということでは、下部組織である会長以下活性化委員の方で回していくような拠点になる。事業主体は、あくまでも市商連という形になる。
中嶋部長	② パブリックコメントの関係だが、いろいろな中心市街地の協議会、あらゆる団体や、考えられる団体すべてが参加している。これらについては、前段、昨年ホームページでの公開、あるいは各15カ所の公共施設に計画の本旨を閲覧

できるような状態にした中で、意見をいただいたので、今後、最終の協議会の中で確認をして、パブリックコメントの反映した計画書ということで扱っていきたいと考えている。

水 口

認可を受けた後の市民に対する周知について、今どの辺まで考えられているのかその点も尋ねたい。

千田室長

すべてとはならないが、前編については、ホームページで公表する。それと、広報に折り込みで概要版を再度入れることで考えている。先ほどの市商連が事業主体ということについて、理事長の理解を得ていると思うが、これを実際やっていくには役員会の承認も得なければならないので、今こう考えているということを理解してもらいたい。

委 員 長

他に質疑はあるか。(なし)

(3)については報告済みとする。

2. その他について

委 員 長

その他について意見はあるか。

・カウボーイ撤退後の滝の川地域の動向について

吉井課長

1点報告する。昨年12月20日開催の経済常任委員会で、カウボーイの撤退の件について説明したが、その後の滝の川地域の動き等について口頭で説明をしたい。12月27日に滝の川地区の町内会長が20名集まり、地域の懇談会が開催された。清水議員も出席されたが、その中で、カウボーイが撤退した後の店舗が欲しい、買い物に困っている、行政も含めてどういった対応が必要なのかといった意見、撤退をしたということ、自分たちが買い物に行かなくなったから撤退をした等、市に対してではなく自分たちの問題だと、さまざまな意見交換がその場でなされた。結果として、店舗誘致、買い物の利便性の関係だけの話し合いをする場所ではなくて、滝の川地域全体の振興を考える場をつくろうといった結論になった。滝の川地域の振興を図る会という名前になるそうだが、そのようなことが申し合わせになった。その場で世話人の町内会長が5人選出されて、1月30日に、この会の設立総会が予定されていて、このような地域の取り組みになってきている。その流れを踏まえて年明けの1月11日には、私どもが仲介し、生鮮食品を取り扱うコンビニに連絡して、その店舗関係者3名が滝の川地域を見て2月末にはこのコンビニが出店するかしないか返事をいただけることになっている。そのほか、移動販売店とか、先般、扇町りょーゆーの後に生鮮、総菜、焼き鳥も扱うが、小さいプレハブの店舗が出店した。そういうところの店にも声をかけて滝の川地区のほかにも困っている地域があるので、将来的には出店はどうかといった話もしている。こういう会が近々設立されるということで、市としても、会の皆さんとも連携して、よく意見も伺って積極的にこの当該地域の買い物の利便性向上に向けて行動していきたいと考えている。滝の川地域については、ライフサポートという住民の皆さんの組織があり、店舗誘致が難しいということであれば、皆さん方で自ら運営する小さな店を出すようなことはできないのかといった投げかけもしている。そうであれば、また違った形で市の支援を考えられるのではないかと、いろいろなやりとりを住民の皆さんと行っている。今後とも積極的に行動していきたいと思っている。

委 員 長

報告が終わった。質疑はあるか。

副委員長

27日の最初の会合について、吉井課長からあるという話を聞き、すぐ、山木委

員長に話をし、委員長は、そらぷちキッズキャンプの関係の会合があるということで、私が経済建設常任委員長代理という形で参加をした。その後、大きく広がりのある動きになってきていることは非常に喜ばしい。あの地域は、かつて市民プール水夢を実現させたかなり行動力のあるところで、北炭跡地の整備、あれもたしか住民運動ということで、坂下前議員も、役員に名を連ねているということで、市長並びに議会に対してよろしく願いますということとその席でもかなり言われた。議会ではどのように考えているのかと、私は代表して答弁はできないので、きょうの皆さんのお話は必ず議会に言って反映しますと、1日でも速く常任委員会を開いて応援できるようにしたいと発言もしてきた。1月30日の設立総会には是非委員長が出席していただくということが、市民の皆さんに対しても非常にいいことだと思うので、委員長の考えを伺いたい。

委員長

答弁ではないが、清水副委員長から、昨年の暮れに話があった。あまり日にちがなかったので、また、別件でそらぷちボックスといって、キッズキャンプの寄附をいただく方を尋ねながら、ボックスを送ってさらに寄附をいただくというそらぷちファーマーズが、今回300個ほど皆さんに好評を得て提供した。その会合があり清水副委員長に代理を頼んだ。1月30日の設立総会については、けさ書類を見たので、できる限り私が行ってどうこうなるわけではないが、案内を受けたので行って皆さんのお話やら、空気を感じ取ってさらにまた、できる部分は積極的に応援していきたいと物申してきたと思っているが、申し上げたいのは、地域の人たちが、かなりまとまってきたということであるのでいいことだが、同じようなことが、江部乙地区でもちらちらと話が聞かれており、店舗の関係については、渋谷商店とたきかわ農協江部乙支店が、正直言って難義して営業しているということである。これで販売が下がると別会社にし、本体からは余りどんどんと投入できない状況にもなっているので売り上げが落ちると、なくなってしまう可能性もあるで、地域の皆さん方も滝川に燃料をかけて行くよりも、ちょっとみんな頑張ってもう少し地元で買い物しようということもあるので、同じような悩みもを持っている部分もある。私は、江部乙地区の委員長ではないので、今、経済建設常任委員長といった立場で物申すときは、それなりの話し方しかできないができる限り皆さんの意見を聞きながらよい方向に向かっていくのであればお許しいただきたいと思っている。報告が私のほうからしなければならぬ部分があったら、委員会等を逐次開いていくのでそのときにまたお話をさせもらい、所管からも当然しっかり応援してもらい今後図っていききたい。

副委員長

大きく1点だけお伺いをしたい。今、この滝の川全体の振興を図る会ということになっていて、危機感もかなりのものとなっている。しかし、実際にやる上ではどこかの企業が丸ごと出てきてくれるか、それとも、行政の支援、あるいは住民がみずから組合をつくるとか、かなり、想像的なことなので、だれが出すのかは別として、お金も労力もかかる。中心市街地の場合は、スマイルビルの床の賃貸というような形でいろいろな事業をしてきた経緯もあるが、どんなスタンスで公設、民営も含めて市が支援できるのかという構えを大きくお伺いたい。

吉井課長

大きく構えるといった観点からの質問であるが、大きくというのであれば、とにかく積極的に行動するということだが、あの地域で、差し当たり一番困って

いるのは買い物だが、お店が本当に出るのか、出ないのか、やっていけないと店は出ない。採算性というものを重視していくということもあるし、仮に出てきたとしても継続してもらわなければ、また同じことになるので、それについては市がどのような支援ができるのか、地元の皆さんがどれだけ応援して買い物に行ってくれるのか、いろいろな観点から考えていかないと、市がどういう構えなのか今具体的にこれ以上申せない。そういったところを踏まえていろいろ行動していかないといけないと思っている。地場の企業に可能性のある企業に当たってみるということも必要であり、その他のコンビニ等を含めたお店に当たっていくということも必要であり、地域の皆さんの意見を聞きながら積極的に考えていきたいと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① 滝の川地区と言っている場合に、滝の川の東西だけなのか、二の坂町、北滝の川を含んでいるかその辺の地域的なことを伺いたい。

② コンビニが視察に来たということだが、新聞報道にも出ているが、出店の場所はコンビニが選ぶということで、ジョイの跡地は今どういう状態になっているのかお伺いしたい。

吉井課長

あのとき来られた町内会長は、滝の川町東、滝の川町西、二の坂町、見晴団地の方で、黄金町はいない。ジョイの店舗について、これからの土地、建物の活用については未定ということで確認している。

中嶋部長

ジョイの関係の補足だが、ジョイについては、今、課長が申したように白紙だが、我々行政としても、いろいろな関係の企業とか、銀行を通じての情報とか、前回も申しあげたが、何とか誘導していきたいという考えでいる。コンビニの関係については、我々のほうから可能性があるかどうかということで、働きかけをしてきた。これからも、違うコンビニの企業にも是非当たって問題の解決に向けて行政としての努力をしていきたいと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) なければ報告済みとする。

・市内現地視察について

委員長

午後からの視察について、所管より事前説明をこの場で行いたい。

飯沼局長

きょうの視察地のそらぷちキッズキャンプは屋外で場所的に足場も悪く積雪で難儀なため、所管より説明をこの場でさせてもらって、現地では見るだけにしたいということで、委員会のその他の中で、所管から連絡を受けていたので、今説明したい。

三谷課長

(別紙資料に基づき説明する。)

他にはあるか。(なし)

3. 次回委員会の日程について

委員長

2月19日火曜日午前10時、第三委員会室において開催してよいか。(よし)
以上で第10回経済建設常任委員会を閉会する。

閉 会 12:20